

資 格 停 止 措 置 一 覧 表

令和7年6月4日

No.	業 者 名	所 在 地	資格停止期間	事 由
1	新明和工業(株)	委任先：流体事業部営業本部 中部支店 愛知県名古屋市中区大須 1－7－11	7. 6. 5 ～ 7. 7. 20 (1. 5 箇月)	公正取引委員会は、機械式駐車装置の設置工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた左記事業者に対して、令和7年3月24日付けで排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 このことは、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領第2条に定める別表第2－5（独占禁止法違反行為）に該当することから、本市に登録がある左記事業者について、競争入札参加資格の停止措置を行う。 なお、課徴金減免制度の適用事業者であるため、停止期間を2分の1に短縮した。 (独占禁止法の正式名：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)